



2023年10月2日

各位

会社名 株式会社アミファ
代表者名 代表取締役社長 藤井 愉三
(コード：7800 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 経理部長 川上 康夫
(TEL 03-6432-9500)

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対して、従業員持株会を通じた株式の付与（以下「本スキーム」といいます）を決定し、下記の通りアミファ従業員持株会を割当先として、第三者割当による自己株の処分（以下、「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1)処分期日	2023年12月8日
(2)処分株式の種類及び数	当社普通株式 25,452 株(注)
(3)処分価額	一株につき 660 円
(4)処分総額	16,798,320 円(注)
(5)処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、アミファ従業員持株会(以下、「本持株会」といいます。)から引受けの申込みがされることを条件として、上記(2)に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を割り当てます(当該割り当てた数が処分株式の数となります。)。なお、対象従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。 (アミファ従業員持株会 25,452 株)
(6)その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(注) 「処分株式の数」及び「処分総額」は、株式付与の対象となり得る最大人数である従業員 84 名に対して、それぞれ当社普通株式 25,452 株を付与するものと仮定して算出した最大値です。本持株会は、2023 年 10 月 2 日開催の本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）は、プロモーション終了後に確定します。対象者数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）につきましては、確定次第速やかにお知らせします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年10月20日に創立50周年を迎えます。これを機に、次の新たな50年に向けての成長戦略「GO NEXT 50」を策定し、売上高100億円の早期実現、さらには未来の300億円企業を目指していく所存であります。そのためには大切な人的資本である従業員のモチベーションアップが大切であると認識しております。本スキームは、当社従業員の企業価値向上へのエンゲージメント及び経営参画意識をさらに向上させるために本持株会への入会を奨励することを目的とし、当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を本持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に対して特別奨励金として付与するものです。

本スキームは、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する（以下、「本自己株式処分」といいます。）もので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1.処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定しますが、最大25,452株を本持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、会員による金銭の拠出はありません。

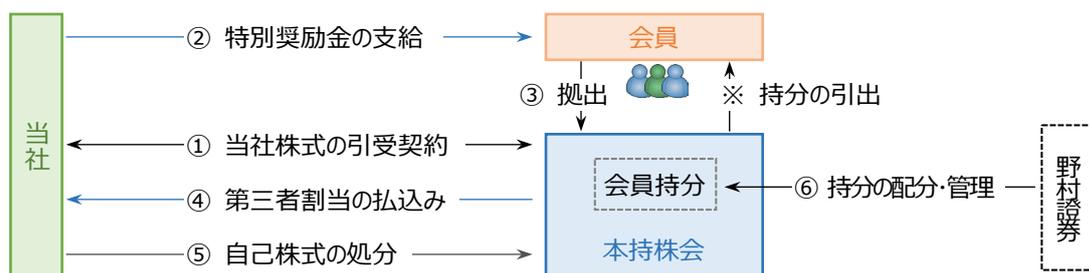
なお、希薄化の規模（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

	株式数・議決権個数	希薄化率
発行済株式数（2023年9月30日時点）	3,235,000株	0.79%
総議決権個数（2023年6月30日時点）	25,452個	0.85%

(注) 総議決権に対する希薄化の割合については、2023年10月2日時点で株主名簿が確定していないため、2023年3月31日現在における株主名簿より単元未満株及び2023年5月16日に取得した自己株式を除き推定した総議決権個数を2023年6月30日時点での総議決権数として、希薄化の割合を計算しております。また、発行済株式に対する希薄化率は、発行済み株式数に変更がないため、2023年9月30日時点としております。

また、本自己株式処分は、申込期間に当社と本持株会との間で本引受契約が締結されることを条件として行われます。

3. 本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
- ④ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込みを行います。
- ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。

※ 会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としております。処分価額につきましては、2023年9月29日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である660円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的と考えております。

なお、この価格の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率(小数第三位を四捨五入しています。)は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2023年8月30日～2023年9月29日）	669円	△1.35%
3ヶ月（2023年6月30日～2023年9月29日）	677円	△2.51%
6ヶ月（2023年3月30日～2023年9月29日）	666円	△0.90%

当社の監査等委員会（3名、うち3名は社外取締役である監査等委員）は、上記処分価額について、本自己株式の処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上